

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

特定化学物質障害予防規則第 38 条の 20 第 3 項第 2 号に定める
有効な呼吸用保護具の防護係数の確認に関する補足について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、特定化学物質障害予防規則第 38 条の 20 に基づき、リフラクトリーセ
ラミックファイバー及びこれを重量の 1 % を超えて含有する製材その他の物を
窯、炉等に貼り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業等については、
労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならな
い旨規定されています。

今般、有効な呼吸用保護具の防護係数の確認化する補足について、厚生労働
省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より別添のとおり連絡がまいってお
りますのでお知らせ申し上げます。